

誓約書

中小企業事業展開支援補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- ・公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業事業展開支援補助金交付要綱を遵守します。
- ・必要な許認可等を受ける又は届出をするなど、法令に従い事業展開を行います。
- ・本補助金を活用して購入等を行う設備・機器等は、新たな事業分野への進出や事業の拡大のために必要となる設備・機器等です。
- ・本補助金を活用して購入等を行う設備・機器等は、名古屋市内に有している事業所等に設置する設備・機器等です。
- ・本補助金を活用して購入等を行う設備・機器等は、自社で使用する設備・機器等であり、販売又はレンタル等を目的とした設備・機器等ではありません。
- ・資本関係がある事業者又は役員若しくは役員の属する企業等から購入等を行う設備・機器等はありません。
- ・不交付要件（交付対象外となるもの）である次の(1)～(6)のいずれにも該当しません。
 - (1) 法人税法（昭和22年法律第28号）別表第一に定める公共法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に規定する法人及び名古屋市外郭団体指導調整要綱第2条第1項第2号に規定する法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号に規定する事業を営む、又は今後営む予定のある者
 - (3) みなし大企業
 - (4) 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者
 - (5) 日本標準産業分類における中分類が、政治・経済・文化団体又は宗教の事業分野を営む、又は今後営む予定のある者
 - (6) 公序良俗に反する事業を営む者、又は今後営む予定のある者
- ・申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付後に発覚した場合は補助金を返還します。
- ・申請にあたって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
- ・市税の滞納はありません。
- ・本補助金を活用して購入等を行う設備・機器等に要する経費は、名古屋市、名古屋産業振興公社及び国・県・他市町村が実施する補助制度において、重複して交付を受けるものではありません。
- ・関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査が行われる場合は応じます。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が名古屋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、将来にわたっても該当しません。また、暴力団等は経営に事実上参画していません。
- ・暴力団等であるか否か確認するため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
- ・補助金の交付決定が行われた場合、補助金の効果測定に関するアンケート調査に協力します。

年 月 日

【法人】

本店所在地

法人名

代表者役職・氏名

【個人事業主】

住所

屋号

代表者氏名